

～空き家をお持ちの方&これから住宅を相続される方向け～
空き家セミナー

《概要》

村に相談が持ち込まれる空き家は、空き家となってから5年から10年は経っているものが多く、活用するには修繕の必要もあり、賃貸での成約は難しい状況にあった。このため早めに住宅の管理について考えていただきたいと、住宅の所有者や相続が見込まれるご家族の皆さんに向けた、空き家セミナーを開催、講演会終了後には個別相談会も合わせて実施した。

お盆の帰省に合わせて8月12日の振替休日に開催したところ、村内外から約30人の方に参加いただき、その内半数の15人は村外または県外からの参加となった。

《内容》

- 1 宅地建物取引士による空き家対策への取り組み
 - ・空き家情報バンクの仕組みと登録
 - ・空き家、家財の片付けの極意と注意点
 - ・相続時または相続放棄での注意点
 - ・空き家売却時の流れと媒介報酬の改定 などについて幅広く解説
- 2 司法書士による相続登記義務化への対応
 - ・今年、令和6年4月から義務化された相続登記について解説
- 3 個別相談会：参加者8組（13人）
 - ・講演会場に個別ブースを設け、講師となっていた宅地建物取引士と司法書士の2名に相談対応いただいた。事前申し込みの際に相談内容を確認、各専門家への振り分けを行い、宅地建物取引士との相談では、村の補助制度の説明も必要になることから、必要に応じて担当職員1名が同席した。

《今後の対応》

個別相談会に参加いただいた方を中心に具体的な取り組みの報告があるなど、早速相談会の効果があった。

全体的に参加者の関心は高く、講演後の質問も活発でしたので、空き家バンクや補助事業の申込みなど、今後も様々な問い合わせに準備し対応していきます。

